

(平成28年度第1回)

富良野市緑化審議会

日時 平成29年3月23日 (木)

午前10時30分～

場所 保健センター2階 会議室

富 良 野 市

会 議 次 第

1. 開 会

2. 富良野市建設水道部長挨拶

3. 富良野市緑化審議会会長挨拶

4. 審議事項

副会長の選出について

5. 報告事項

公営住宅北麻町団地の植栽について

6. 情報提供・意見交換

街路樹について

7. そ の 他

8. 閉 会

審議事項

副会長の選出について

富良野市緑化推進条例施行規則第8条第1項の規定により、副会長の選出を求める。

副会長

◎審議会委員名簿～資料1

報告事項

公営住宅北麻町団地の植栽について

現在、現地建て替えを進めております公営住宅北麻町団地につきまして、団地内に新設する道路に植栽する樹種の候補を、昨年度の緑化審議会において選定いただき、選定いただいた候補の中からエゾヤマザクラとハシドイを道路側の団地横スペースに植栽しましたので報告いたします。

◎北麻町団地配置図～資料2

情報提供・意見交換

街路樹について

① 東雲通

都市計画道路（※1）東雲通については、社会情勢等の変化に伴う土地利用方針の転換を踏まえ、未整備区間の事業化を見据えて、必要な幅員を見直し、一部区間（東5線の北1号交差点から南1号交差点まで）における幅員の縮小変更を主とした、都市計画の変更手続を進めています。

都市計画の変更後における未整備区間の整備については、今回の都市計画の変更内容に沿って事業を進めることとなり、街路樹の植栽も計画しています。

◎都市計画道路東雲通変更内容説明図～資料3

（※1）都市計画道路とは

都市計画道路は、既成市街地又は将来市街地が予定される地域において、都市計画施設として都市計画法に基づき決定されたもので、都市の形態や骨格を形づくるものです。

② 西2条通

西2条通の南6丁目から南7丁目までの区間について、街路樹としてプラタナスが植栽されていますが、昨年の台風上陸に象徴されるような気象状況下での倒木のおそれ、また、根が歩道の舗装を持ち上げて盛り上がる「根上がり」も発生していることから、今後の対応について検討する必要があります。

◎西2条通（文化会館前）現況図～資料4